

## 川口市総合教育会議運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、川口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

### （構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### （会議の招集及び進行）

第3条 会議は、市長が招集する。また、進行は、教育委員会事務局の職員が  
務めるものとする。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料  
するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求める  
ことができる。

### （会議の通知及び告示）

第4条 市長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事  
を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、  
急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければな  
らない。

3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開  
会前までに市長に届け出なければならない。

### （会議の運営）

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数がその必要  
があると認めたときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力  
しなければならない。

2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結  
果を尊重しなければならない。

### （意見聴取）

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又  
は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴  
くことができる。

### （会議の公開）

第8条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると  
認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他  
公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

### （傍聴）

第9条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(会議録)

第10条 市長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1)開催日時及び場所
- (2)出席者の職・氏名
- (3)議題及び議事の要旨
- (4)その他市長が必要があると認めた事項

2 会議録は、市長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(事務局)

第11条 会議の事務局を子ども部及び教育委員会事務局に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。